



2 当審における当事者の主張に対する判断



効果がないというためには、たとえ、乙44が、不実証広告規制の際の提出資料に関する合理的根拠となり得る要件（消費者庁の指針によると、提出資料が客観的に実証された内容のもの（①試験・調査によって得られた結果、②専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するもの）であること、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容とが適切に対応していること（乙48））を満たさないとしても、その点の指摘や、他に合理的な根拠が提出されないなどと主張するだけでは全く足りず、本件サプリや、サンブライト株式会社がパッケージングしたノコギリヤシ果実エキスに頻尿改善効果が否定されることについて自ら立証するべきであるところ、控訴人は、その点について特段の立証をしない。

かえって、本件サプリには一定程度の頻尿改善効果が認められる可能性は否定しきれないといわざるを得ない。

すなわち、前記1で引用した原判決（前提事実(3)）のとおり本件サプリは、サンブライト株式会社がパッケージングしたノコギリヤシ果実エキスを主要成分とするものである。控訴人も、本件サプリはノコギリヤシエキスを含んだ単なる食品であると主張し（控訴審準備書面(3)）、本件サプリがノコギリヤシエキスを含有することは認めている。

そして、証拠（乙49）によると、サンブライト株式会社が被控訴人に販売している原料は「Lalilab社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロール」であることが認められるところ、サンブライト株式会社が、Lalilab社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロールを使用して臨床試験を行った結果、ノコギリヤシ投与群（Lalilab社製ノコギリヤシエキス0.2%ステロール 160mg×2カプセル。11名）は、プラセボ投与群（12名）よりも、国際前立腺症状スコア、前立腺肥大症影響度スコア等が減少したものである（乙44。なお、乙44の作成の成立は乙49によって認められる。）。

そうすると、前記1で引用した原判決のとおり、ノコギリヤシには一定程度